1 三迫川に架かる橋の名前を募集します!

問建設課(役場3階)　☎823-9209　FAX.823-9203

この度、明飛川沿いの地区と三迫二丁目地区を結ぶ橋を建設しました。この橋が町民の皆さんに親しまれる橋となるよう、橋の名前を募集します!

●**募集内容**　三迫川に架かる橋の名称
●**選考基準**　①地域性がイメージできるもの
②覚えやすく親しみやすいもの
③自作かつ未発表のもので、第三者が有する著作権などの権利を侵害しないもの
●**応募資格**　町内に在住・在勤・在学の人
●**募集期間**　11月1日(金)～11月29日(金)
●**応募方法**
①電子応募(二次元コードから応募)
②応募用紙に記入して、応募箱に投函(応募用紙・応募箱は、海田町役場、織田幹雄スクエア、海田東公民館、ひまわりプラザにあります)
●**応募内容**　名称・名称の説明・住所・氏名(ふりがな)・年齢・連絡先
●**名称の決定**
広報かいた3月号および海田町ホームページで発表
●**表彰**　採用された人には、表彰状、記念品(ヒマ太君のぬいぐるみ)を贈呈します。(複数の場合は抽選により、1人に決定)

2 児童扶養手当に関するお知らせ

問こども課(役場2階)　☎823-9227　FAX.823-9627

11月1日(金)から児童扶養手当法の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

●所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額が引き上げられ、対象者が拡大されます。

所得限度額(所得ベース)(令和6年11月分から)

扶養する児童の人数	全部支給	一部支給
0人	690,000円	2,080,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円

●第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

	全部支給	一部支給
これまで	6,450円	6,440～3,230円
令和6年11月分から	10,750円	10,740～5,380円

※一部支給の金額は、所得に応じて決定されます。

令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引上げが適用されますが、11月分および12月分の手当については、2カ月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

3 児童クラブ保護者負担金などを改定します

問こども課(役場2階)　☎823-9227　FAX.823-9627

児童クラブでは、開所時間の延長、児童数の増加に伴う施設整備や支援員の確保に努めてきましたが、人件費や物価高騰の影響もあり運営費が増大している状況です。このため、保護者負担金を令和7年4月から改定します。

併せて、今後は児童の来会・帰宅をメール配信などでお知らせし、児童のみの帰宅を可能とすることや、季節行事などの児童が楽しめるイベントも行います。児童クラブのサービスの充実と質の確保、将来にわたって持続的かつ安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくはこちら▲

4 人権に関するお知らせ

問社会福祉課(役場2階)　☎823-9207　FAX.823-9627

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力、ストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局および広島県人権擁護委員連合会では、女性をめぐるさまざまな人権問題の相談活動を強化するため、期間中は常時開設している専用相談電話回線を増設するとともに、相談時間を延長します。

●**電話番号**　0570-070-810
●**実施期間**　11月13日(水)～11月19日(火)
8時30分～19時
※土・日曜日は10時～17時。

11月12日(火)から11月25日(月)までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

このような暴力をなくすため、毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として周知啓発に取り組みます。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

人権啓発パネル展

人権に関するさまざまなテーマのパネルを展示します。

●**展示期間**　①海田東公民館 1階 図書室前　12月4日(水)～12月10日(火)開館時間中
②織田幹雄スクエア 2階 ギャラリー　12月11日(水)～12月17日(火)開館時間中
③役場1階 ロビー　12月18日(水)～12月24日(火)8時30分～21時
①～③とも　最終日14時まで

人権相談所を開設します

一人で悩まず相談してください。

●**内容**　いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題
●**相談員**　海田町人権擁護委員、司法書士
●**申し込み**　不要
●**日時**　12月11日(水)10時～15時
●**場所**　役場1階 多目的室1-1A
●**対象**　どなたでも

11月25日(月)から12月1日(日)までは「犯罪被害者週間」です。

「犯罪被害者週間」は、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者などの名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、理解を深めることを目的とするものです。犯罪の被害に遭われた人やその家族の人たちの名誉や生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めましょう。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

☎海田町の市外局番は082です